

Uターンされた方、Uターンをお考えの皆様へ

## Uターン奨励金のご案内

陸前高田市では、Uターン者の雇用の拡大と産業の振興を図ることで、人口の増加、市民生活の安定及び生活水準の向上に資するよう市内に住所を定めたUターン者に対し、Uターン促進奨励金を支給しております。

Uターン奨励金の支給を受けられたい場合、下記により申請手続きをお願いします。

### 記

#### 支給対象者

- ・次の項目のいずれにも該当する者
  - (1) 市外に居住していた者で、市内に転入前 14 日以内または転入後 1 年以内に国及び地方公共団体を除く事業所に就職した者
  - (2) 就職先の事業所が市内もしくはUターン者の通勤可能な近隣市町村であること
  - (3) パートタイム、アルバイトを除いた者で、雇用期間を定めなくて雇用されている者または雇用契約期間が1年以上見込まれる者
- ※雇用保険被保険者であることが必要です。

#### 支給額

- (1) 気仙沼市または県内からのUターン者 20,000 円
  - (2) 気仙沼市を除く県外からのUターン者 30,000 円
- ※奨励金の支給は 1 人 1 回限りです。

#### 申請書類

- ・Uターン就職者状況報告者(別添 様式第1号)を事業者の確認を得てご提出ください。
- ・労働条件通知書または雇用契約書の写し
- ・雇用保険被保険者証の写し

#### 提出期限

- ・転入後1年以内

#### 交付決定・支払

- ・上記申請書を受理後、申請内容を審査し、「支給決定通知書」により通知し、速やかに支払います。

(お問合せ) 〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石 42-5  
企画部 商工観光課 TEL54-2111 [内線 383]